

岐阜県公報

号外(一) 令和三年五月三十一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(デジタル戦略推進課)

二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百八十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十三の項中、「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号。以下この項中「改正法」という。)」を削り、「食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「及び岐阜県食品衛生法施行条例(平成十二年岐阜県条例第七号。以下この項中「施行条例」という。)」を削り、同項第六号中「第五十二条」を「第五十五条」に、「第三十五条第十八号」を「第三十五条第十号」に改め、同項第七号中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項(法第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「許可営業者の」を削り、「第三十五条第十八号」を「第三十五条第十号」に改め、同項第十六号中「施行条例第六条」を「施行規則第七十一条の二」に、「廃止届」を「廃業の届出」に、「第三十五条第十八号」を「第三十五条第十号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第三十五条第十八号」を「第三十五条第十号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を削り、同項第十一号中「第六十一条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第五十五条第一項及び法第五十六条」を「第六十条第一項及び法第六十一条

に、「第三十五条第十八号」を「第三十五条第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五十六条」を「第六十一条」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

8 法第五十七条第一項の規定による営業の届出を受けること。

9 法第五十八条第一項の規定による食品等の回収の届出を受けること。

別表第三保健所長の部二十四の項を削る。

別表第三保健所長の部二十四の二の項に次の一号を加え、同項を同部二十四の項とする。

4 法第十条の二第一項の規定による食品の回収の届出を受けること。

別表第三食肉衛生検査所長の部三の項第二号中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十九号

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同表中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とする。

附 則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十五の項中「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四六号。以下この項中「改正法」という。）」を削り、「食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「及び岐阜県食品衛生法施行条例（平成一二二年条例第七号。以下この項中「施行条例」という。）」を削り、「同項所長決裁事項の欄第二号中「第五十二条」を「第五十五条」に改め、「同欄第三号中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、「同欄第四号中「第五十六条」を「第六十一条」に改め、「同欄第五号中「第五十五条第一項及び法第五十六条」を「第六十条第一項及び法第六十一条」に改め、「同項課長専決事項の欄第一号中「改正法」を削り、「施行規則及び施行条例」を「及び施行規則」に改め、「同表中二十六の項を削り、「同表二十六の二の項課長専決事項の欄に次の一号を加え、「同項を同表二十六の項とし、「同表中二十六の三の項を二十六の二の項とする。

3 法第十条の二第一項の規定による食品の回収の届出の受理

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十一の項中「食品衛生法等の一部を改正する法律」を削り、「食品衛生法施行規則及び岐阜県食品衛生法施行条例」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「同項所長専決事項の欄第一号中「第五十二条」を「第五十五条」に、「季節その他の期間を定めて」を「短期に」に改め、「同表十二の項を削り、「同表十二の二の項所長専決事項の欄第一号中「二十六の二の項課長専決事項の欄第一号及び第二号」を「二十六の項課長専決事項の欄各号」に改め、「同項を同表十二の項とし、「同表十二の三の項所長専決事項の欄第一号中「二十六の三の項」を「二十六の二の項」に改め、「同項を同表十二の二の項とする。

別表第二食肉衛生検査所の表三の項第一号中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

令和三年五月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社